



省エネルギー環境整備 緊急対策事業 助成金



道内の中小・小規模企業(個人事業者)のみなさまへ

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、
省エネ設備への入替に必要な経費の一部を助成します。

省エネ設備への
入替を支援します!!

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「交付要綱」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

対象事業者

道内に所在する
中小・小規模企業等
(個人事業者を含む)
※みなし大企業を除く

申請受付 期間

第1回募集 2024年2月26日(月)～2024年3月31日(日)

第2回募集 2024年5月(予定) 第3回募集 2024年7月(予定)

※第2回、第3回の募集期間については改めて決定します。

対象となる 設備

省エネ設備への入替

空調設備、業務用冷蔵・冷凍庫、暖房設備(灯油/ガス/電気)、LED照明 等

対象要件 (全ての要件を 満たすこと)

- ・既存の設備の入替となること
- ・入替後の年間エネルギー消費量が、入替前と比較して10%以上低減する設備
- ・道内に所在する施設等において設置する設備
- ・中古品ではないこと
- ・取得価格合計額が税抜きで10万円未満及び耐用年数が1年未満の消耗品ではないこと
- ・主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、給湯器等ではないこと
- ・事業用自動車、事業用軽自動車、特殊用途自動車以外の車両ではないこと

		助成 A	助成 B
上限額		100万円	
助成率		1/2 以内	3/4 以内
売上要件	売上高	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の売上を、 2019年から2021年の同3カ月の売上と比較	
		10%以上20%未満減少している	20%以上減少している
	付加価値額	2022年1月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の付加価値額を、 2019年から2021年の同3カ月の付加価値額と比較	
		15%以上25%未満減少している	25%以上減少している

留意点

1事業者1申請

※申請する設備について、国・道・市町村等の公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。
※過去に補助金等で導入した設備を入替する場合は、各補助金で定められた保有期間を経過していなければなりません。

交付決定方法

※各募集回の交付予定額を超過する申請があった場合は、交付予定額の範囲内において交付決定を行います。
※申請書類について、道が定める採点基準に基づく採点を行い、採点順に従い上位から交付決定を行います。

助成金交付 までの流れ

申請 ▶ 採択 ▶ 事業実施・報告

事業実施期間: 2023年12月14日(木)～2025年1月24日(金)

※事業完了後14日以内又は2025年1月24日のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出

※本事業には審査があります。 ※助成金は、実績報告をご提出いただき、内容を審査、承認後に交付します。

申請方法

電子申請

※インターネット環境が無い等電子申請ができない場合は、事務局へお問い合わせください。



申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。
提出書類を審査のうえ、助成金を交付します。

事業者申請に必要な書類	法 人	個人事業者
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付申請書(様式第1号)	●	●
誓約書(様式第2号)	●	●
申請対象を確認できる書類		
履歴事項全部証明書の写し	●	
本人確認書類の写し(表面・裏面)		●
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 株主報告書(様式第3号)	●	
導入する設備を確認できる書類		
設備費用の金額が確認できるもの(見積書、カタログ、仕様書等)	●	●
設備の使用エネルギー量がわかるもの(カタログ、仕様書等)	●	●
設置前の設置場所・工事場所等がわかる図面、写真	●	●
施工場所(設置)の現況写真	●	●
営業許可証の写し ※営業許可が必要な業種のみ	●※	●※
貸主承諾書の写し ※施設等に入居しているテナント等のみ	●※	●※
中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金交付決定前着手届(様式第4号) ※交付決定前に助成対象事業に着手した場合のみ	●※	●※
売上要件を確認できる書類		
確定申告書 別表一の写し【2022年以降】	●	
確定申告書 別表一の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
確定申告書 第一表の写し【2022年以降】		●
確定申告書 第一表の写し【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
決算報告書【2022年以降】	●	
損益計算書【2022年以降】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
損益計算書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※売上要件で付加価値額を選択した場合のみ	●※	●※
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2022年以降】	●	
法人事業概況説明書の写し(表面・裏面)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】	●	
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2022年以降】		●
所得税青色申告決算書の写し(青色申告 一般のみ)【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】		●
収支内訳書【2022年以降】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※
収支内訳書【2019年、2020年、2021年のいずれか比較する月の売上がわかるもの】 ※白色申告または青色申告(農業・現金)の場合のみ		●※

Q&A

より詳細なQ&Aは
専用ホームページまたは
「申請の手引き」を
ご覧ください。

Q 「中小企業者」の定義はなんですか？

A 中小企業者の定義は下記の通りです。(下記のA/Bいずれかを満たす事業者)

業 種	A 資本金の額 又は出資の総額	B 常時使用する 従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「申請の手引き」は
どこで入手できますか？

A 申請書類や申請の手引きは
専用ホームページからダウン
ロード可能です。表面のURLまたは
二次元バーコードよりアクセスしてく
ださい。インターネット環境が無い
等、ダウンロードができない場合は
コールセンター(011-795-4163)まで
お問い合わせください。

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。